

「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」
(令和4年3月) 改訂について

令和4年3月



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

教育情報セキュリティポリシーガイドラインの概要（令和4年3月）

※ 情報セキュリティポリシーとは「組織内の情報セキュリティを確保するための方針、体制、対策等を包括的に定めた文書」のこと。

◆ 目的・経緯

- 不正アクセス防止等の十分な情報セキュリティ対策を講じることは、学校における安全安心なICT活用のために必要不可欠。
各教育委員会・学校が情報セキュリティポリシーの作成や見直しを行う際の参考とするものとして、『教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン』を策定（平成29年10月）。
- セキュリティ対策は定期的に見直しを行うべきものであり、順次ガイドラインの改訂を実施。
【令和元年12月改訂】
 - ・GIGAスクール構想の始動時に対応するために改訂。
【令和3年5月改訂】
 - ・新たに必要なセキュリティ対策やクラウドサービスの活用を前提としたネットワーク構成等の課題に対応するために改訂。
- 今回(令和4年3月)の改訂では、**①アクセス制御による対策の詳細な技術的対策の追記**や、**②「ネットワーク分離による対策」、「アクセス制御による対策」を明確に記述**するために実施。
なお、**対策方針や組織体制の在り方などの基本的な方針の変更は無い。**

教育情報セキュリティポリシーガイドライン 目次

第1章 本ガイドラインの目的

第2章 本ガイドライン制定の背景・経緯

第3章 地方公共団体における教育情報セキュリティの考え方

- ①組織体制を確立すること
- ②児童生徒による重要性の高い情報へのアクセスリスクへの対応を行うこと
- ③標的型および不特定多数を対象とした攻撃等のリスクへの対応を行うこと
- ④教育現場の実態を踏まえた情報セキュリティ対策を確立させること
- ⑤教職員の情報セキュリティに関する意識の醸成を図ること
- ⑥教職員の業務負担軽減及びICTを活用した多様な学習の実現を図ること

第4章 教育情報セキュリティポリシーの構成と学校を対象とした「対策基準」の必要性

第5章 教育現場におけるクラウドの活用について

（参考資料）情報セキュリティ対策基準の例

教育情報セキュリティポリシーに関するガイドラインの主な改訂内容について（令和4年3月）

① アクセス制御による対策の詳細な技術的対策の追記

アクセス制御による対策を講じたシステム構成を実現するために校務用端末における詳細なセキュリティ対策を追記

項目	概要
校務用端末の詳細なセキュリティ対策の追記	「リスクベース認証」※1、「ふるまい検知」※2、「マルウェア対策」、「暗号化」、「SSOの有効性」などの記述を充実

※1 リスクベース認証：システムへの接続において場所や時間などが通常と異なる場合などにID・パスワードだけではなく追加の認証を行う方式

※2 ふるまい検知：通信内容を監視し、異常、あるいは不審な挙動を検知する仕組み

② 「ネットワーク分離による対策」、「アクセス制御による対策」を明確に記述

「ネットワーク分離による対策」及び「アクセス制限による対策」の記述を分岐させることにより表現を適正化

項目	概要
校務用端末の使い分けについて対策毎に記述を適正化	<u>ネットワーク分離による対策を講じたシステム構成の場合</u> ・ネットワーク毎に複数の端末を使い分ける ※シンクライアント技術等を用いてネットワーク分離に準ずる対策を行い1台の端末で運用する <u>アクセス制御による対策を講じたシステム構成の場合</u> ・アクセス制御を徹底することにより1台の端末で運用
校務用端末の持ち出しに関する記述を適正化	<u>ネットワーク分離による対策を講じたシステム構成の場合</u> ・安全管理に関して追加的な措置を定めた上で許可制とする ※MDMによる遠隔でのデータ削除対策や、持ち出しデータを記録しておき返却時には削除するなどの追加的な措置 <u>アクセス制御による対策を講じたシステム構成の場合</u> ・情報セキュリティ管理者の包括的承認等による持ち出しを検討する